

ハ 半期毎ニ一組宛支給スルコト
 ハ 面會時間ヲ制限セサルコト
 ハ 作業負ヲ罹病シタル場合ハ工場ヨリ費用ノ半額ヲ支給スルコト
 右十三ヶ条條件ハ工場作業員全部ノ要求ナリ
 是ノ解答ハ即時ナルコト
 是ノ實行ハ五月一日ヨリ

工場長 永野利八 職工 一同

- (1) 外出ノ件 作業時間以外ハ自解放ノコト
- (2) 食事ノ件 工場ヨリ一人一日十銭以上ノ補助ヲスルコト
- (3) 風呂ノ件 設備ヲ完全ニシテ毎夜沸スルコト
- (4) 寄宿作業員待遇ノ件

- (1) 夜具ノ件 一ヶ月ニ二回宛洗濯スルコト
 - (2) 部屋設備ノ件 火鉢、バケツ、ソーキン、箒、塵取ス、ハライ、ヨ念室ニ備ハルコト
 - (3) 衛生人丈ヲ置クコト
 - (4) 寄宿舍内ニ於テ作業セサルコト
 - (5) 寄宿舍内ニ居負ヲ宿為サセサルコト
- 寄宿作業 一同

日給値上表

三ヶ月迄	八毛ノハ	日給	一円廿五	下ラサルコト
三ヶ月ヨリ六月未満	日給	一円五	下ラサルコト	
六月以上一年未満	日給	一円八	下ラサルコト	
一年以上二年未満	日給	二円	下ラサルコト	
二年以上三年未満	日給	二円廿五	下ラサルコト	
三年以上	日給	三円	下ラサルコト	